

3 予第 1062 号
令和 3 年 10 月 8 日

各 部 長 等 殿
消 防 署 長

予 防 部 長

PF OA 又はその塩の第一種特定化学物質への指定に伴う PF OS 又はその塩を含有する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

このことについて、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PF OS 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が別添え 1 のとおり公布され、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PF OS 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（令和 3 年 9 月 21 日消防第 366 号、消防予第 471 号、消防危第 214 号、消防特第 185 号消防庁次長通知）が別添え 2 のとおり示されたので、下記のとおり通知します。

記

1 関連法令を含めた改正までの経過、改正の趣旨

- (1) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下「化審法」という。）第 28 条第 2 項では、「政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているものを取り扱う場合等においては、省令で定める技術上の基準に従わなければならない」とされています。一部の消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤には、残留性有機汚染物質である PF OS 又はその塩の第一種特定化学物質が含まれていることから、平成 21 年 10 月に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法政令」という。）が改正され、PF OS 又はその塩を含有するこれらの製品が化審法第 28 条第 2 項の「政令で定める製品」に指定されました。

この指定に伴い、PF OS 又はその塩を含有する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る技術上の基準を定める省令（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表 PF OS 又はその塩の項第四号に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する

技術上の基準を定める省令（平成２２年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第１号。以下「技術基準省令」という。))が定められ、PFOS又はその塩を含有するものについては、技術基準省令に従い、薬剤の保管や訓練・点検での使用後の回収措置等について、厳格に管理することとされました。

(2) 令和３年４月２１日に化審法政令の一部が以下のように改正されました。

ア PFOS又はその塩に加え、PFOA又はその塩が第一種特定化学物質として指定されました。

イ PFOA又はその塩を含有する製品の新規製造及び輸入が原則として禁止されました。

(3) (2)の化審法政令の一部改正に伴い、今回の改正省令により技術基準省令の名称と同省令における汚染物の定義にそれぞれ「PFOA又はその塩」が加えられ、PFOA又はその塩についても厳格に管理することとなりました。

2 施行日

令和３年１０月２２日

3 PFOA又はその塩を含有する可能性がある消火器、泡消火設備及び泡消火薬剤

(1) 当庁が災害活動用に保有している一部の泡消火薬剤

(2) 防火対象物又は製造所等に設置されている一部の消火器及び泡消火設備

4 技術基準省令の改正に伴う当庁の対応

当庁が災害活動用に保有している泡消火薬剤の取扱いや、防火対象物又は製造所等に設置されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に係る留意事項等については、当該業務を主管する部より別途通知します。

なお、消防隊による消防活動における使用及び防火対象物の関係者による継続設置は引き続き可能です。

問合せ先

消防用設備等に関すること

予防課予防係

消 電

9-501-4724 4734

泡消火薬剤の災害現場、訓練での使用に関すること

特殊災害課化学災害係

消 電

9-501-3702 3705

災害活動に用いる泡消火薬剤の配置に関すること

装備課装備計画係

消 電

9-501-5342 5347

分類記号 F00101



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○化学物質の審査及び製造等の規制に
関する法律施行令附則第三項の表P
FOS又はその塩の項に規定する消
火器、消火器用消火薬剤及び泡消火
薬剤に関する技術上の基準を定める
省令の一部を改正する省令
（総務・厚生労働・経済産業・国土
交通・環境・防衛一）

〔告 示〕

○地方税法第三十七条の二第二項及び
第三百十四条の七第二項の規定によ
り総務大臣が指定する都道府県等を
定める件（総務三二九）
○除籍が滅失した件（法務一八八）
○返納を命じた旅券を無効とする件
（外務三〇三）

○株式会社日本政策金融公庫法附則第
三十五条の規定に基づき、同条の主
務大臣の定める利率を定める等の件
の一部を改正する件
（財務・農林水産一六）

○労働安全衛生法及びこれに基づく命
令に係る登録及び指定に関する省令
の規定により登録コンサルタント講
習機関の代表者の氏名を変更した件
（厚生労働三四一）

○労働安全衛生法及びこれに基づく命
令に係る登録及び指定に関する省令
の規定により登録検査業者検査員研
修機関の代表者の氏名を変更した件
（同三四二）

○化学物質の審査及び製造等の規制に
関する法律施行令附則第三項の表P
FOS又はその塩の項に規定する製
品でPFOS又はその塩が使用され
ているものの容器、包装又は送り状
に当該第一種特定化学物質による環
境の汚染を防止するための措置等に
関し表示すべき事項の一部を改正す
る件（厚生労働・経済産業・環境五）

○保安林の指定をする件

（農林水産一五八七、一五九四）

○保安林の指定を解除する件

（同一五九五、一六〇二）

○理論政策更新研修機関の業務を廃止
する旨の届出があった件

（経済産業二〇四）

○砂防法第二条の土地の指定を解除す
る件（国土交通一二七三、一二七四）

○砂防法第二条の土地を指定する件
（同一二七五、一二七七）

○都市計画に関する件

（同一二七八、一二八〇）

○都市計画に関する件

（関東地方整備局二五五）

○道路に関する件（同二五六、二五七）

○道路に関する件

（北陸地方整備局五三、五四、五六）

○都市計画に関する件（同五五）

○道路に関する件

（北海道開発局一九〇）

〔人事異動〕

復興庁

〔官庁報告〕

産 業

日本産業規格（経済産業省）

〔公 告〕

諸 事 項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、特別

清算、再生関係

会社その他

省

令

告

示

○総務省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省、
環境省、防衛省、令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第四百十四号）の施行に伴い、並びに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第二項の規定に基づき、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）附則第三項を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年九月二十一日

総務大臣 武田 良太
厚生労働大臣 田村 憲久
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎
防衛大臣 岸 信夫

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成二十二年経済産業省、厚生労働省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOSA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令
（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 三 汚染物 PFOS又はその塩若しくはPFOA又はその塩（以下この号において「PFOS等」という。）を含む廃液又はPFOS等が付着している布その他の不要物をいう。	一 三 汚染物 PFOS又はその塩を含む廃液又はPFOS等が付着している布その他の不要物をいう。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則
この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年十月二十二日）から施行する。

○総務省告示第三百二十九号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区を次のとおり定めたので、法第三十七条の二第七項及び第三百十四条の七第七項の規定により告示し、令和三年十月一日から適用する。

令和三年九月二十一日

総務大臣 武田 良太

（令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間に係る指定）

第一条 令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する都道府県は、次に掲げる都道府県とする。
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
第二条 令和三年十月一日から令和四年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村とする。

都道府県	市区町村
北海道	全ての市町村
青森県	全ての市町村
岩手県	全ての市町村
宮城県	全ての市町村
秋田県	全ての市町村
山形県	全ての市町村
福島県	全ての市町村
茨城県	全ての市町村
栃木県	全ての市町村
群馬県	全ての市町村
埼玉県	全ての市町村

3 総防管第2399号

令和3年9月24日

東京消防庁所管部長 殿

各市町村消防本部消防長 殿

島しょ各村消防主管課長 殿

東京都総務局総合防災部長

(公 印 省 略)

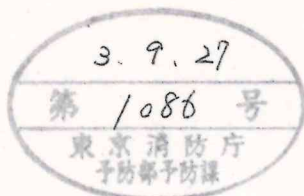
「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

標記について、総務省消防庁次長より別添のとおり通知がありましたので、その内容について了知され、遺漏のないよう対応願います。

【担当】

総務局総合防災部防災管理課消防担当

電話 03-5388-2457（直通）



消 防 消 第 366 号
消 防 予 第 471 号
消 防 危 第 214 号
消 防 特 第 185 号
令和 3 年 9 月 21 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 政 令 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「改正省令」という。）が令和 3 年 9 月 21 日に公布されました。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）第 28 条第 2 項では、許可製造業者、業として第一種特定化学物質又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和 49 年政令第 202 号。以下「化審法政令」という。）で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質等」という。）を使用する者その他の業として第一種特定化学物質等を取り扱う者は、第一種特定化学物質等を取り扱う場合においては、主務省令で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に従ってしなければならないこととされていることから、同項の規定に基づき、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 P F O S 又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号。以下「化審法省令」という。）において技術上の基準が定められています。

本改正省令は、令和 3 年 4 月の化審法政令の一部改正により、P F O A 又はその塩が新たに第一種特定化学物質として指定されるとともに、当該 P F O A 又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤が、化審法第 28 条第 2 項に規定する技術上の基準に従って取り扱うこととされている製品に新たに追加されることに伴い、化審法省令の一部を改正するものです（別紙 1）。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分留意されるようお願いします。また各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いします。

記

1 改正内容に関する事項（別紙2）

名称及び定義規定（第1条第4号）を改正し、PFOA又はその塩を新たに技術上の基準の対象に加えること。

なお、PFOA又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤にかかる適合義務の内容は、PFOS又はその塩が使用されているものと同じ内容であること。

2 施行期日

令和3年10月22日から施行するものとされたこと（附則関係）。

3 留意事項

その他の留意事項については今後通知する予定であること。

（連絡先）

消防・救急課 平田係長・鷹羽事務官

TEL 03-5253-7522

予防課 桑折課長補佐・中村事務官

TEL 03-5253-7523

危険物保安室 岡田課長補佐・蔭山係長

TEL 03-5253-7524

特殊災害室 姫嶋課長補佐・小橋事務官

TEL 03-5253-7528

条約

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

2019年5月

締約国会合（COP9）において、
「PFOA又はその塩」を規制対象物質に
指定

法律

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

（化審法）

（定義等）

第二条（略）

2 この法律において「第一種特定化学物質」とは…化学物質で政令で定めるものをいう。

政令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令

（化審法政令）

2021年4月（公布）

化審法施行令第1条第34号及び原始附則第3項において
「PFOA又はその塩」を追加（令和3年政令第144号）

（2021年10月22日施行予定）

省令

化審法施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、
消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令

（化審法省令）

2021年9月（公布）

化審法省令第1条第4号において
「PFOA又はその塩」を追加

（2021年10月22日施行予定）

【化審法政令】（令和 3 年政令第144号による改正後）

改正後	改正前												
附 則 1・2 （略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。 <table><tr><th>第一種特定科学物質</th><th>製 品</th></tr><tr><td>PFOS又はその塩</td><td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td></tr><tr><td>PFOA又はその塩</td><td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td></tr></table>	第一種特定科学物質	製 品	PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	附 則 1・2 （略） （経過措置） 3 法第二十八条第二項の政令で定める製品は、当分の間、次の表の上欄に掲げる第一種特定化学物質について、同表の下欄に掲げる製品とする。 <table><tr><th>第一種特定科学物質</th><th>製 品</th></tr><tr><td>PFOS又はその塩</td><td>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</td></tr><tr><td>（新設）</td><td>（新設）</td></tr></table>	第一種特定科学物質	製 品	PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤	（新設）	（新設）
第一種特定科学物質	製 品												
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
PFOA又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
第一種特定科学物質	製 品												
PFOS又はその塩	消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤												
（新設）	（新設）												

【化審法政令】（今回の改正内容）

改正後	改正前
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項又はPFOA又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 （定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 汚染物 PFOS又はその塩（以下この号において「PFOS等」という。）を含む廃液又はPFOS等が付着している布その他の不要物をいう。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表PFOS又はその塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令 （定義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義当該各号に定めるところによる。 一～三 （略） 四 汚染物 PFOS又はその塩を含む廃液又はPFOS又はその塩が付着している布その他の不要物をいう。